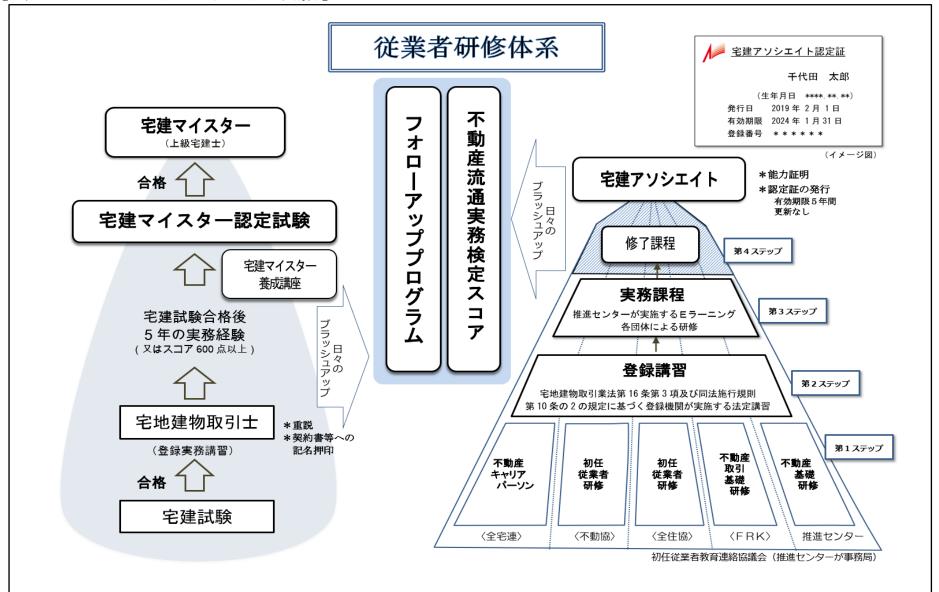
【宅建アソシエイトスキーム (ステップ図解)】



【宅建アソシエイト各ステップ】 *各ステップごとに所定の受講料がかかります。

ステップ	第1ステップ	第2ステップ		第3ステップ	第4ステップ	
研修	初任従業者研修	宅建登録講習		実務課程	修了課程	
申込先	所属の業界団体 (※1)	宅地建物取引業法第16条第3項 及び同法施行規則第10条の2の 規定に基づく登録機関(※2)		所属の業界団体 (※1) ↓ 推進センターへ一括申込		
研修内容	業界団体ごとに異なる例: 不動産キャリアパーソン(全宅連)	宅建登録講習 (※3) (修了者には修了者証明書が交付される)	修了後、申込可能第1ステップ・第	推進センターが実施するEラーニング (第1ステップで「不動産キャリアパーソン」(全宅連)を受講した場合、第3ステップは免除となり、第4ステップのみの申込みとなる)		
修了確認	所属の業界団体(※1) 修了証明書等を提示(または提出) し、確認を受ける	所属の業界団体(※1) 修了証明書等を提示(または提出) し、確認を受ける	2 ステップを	推進センター (第1ステップで「不動産キャリア パーソン」(全宅連)を受講した場合、第3ステップの修了確認は不 要)	推進センター 修了者を「宅建アソシエイト」と認 定し、対象者に直接「宅建アソシエ イト認定証」を送付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

- (※1) 「宅建アソシエイト事業」に参加する業界団体は、(一社)全国住宅産業協会、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会、(一社)不動産協会、 (一社) 不動産流通経営協会 です。(2018年7月現在)
- (※2)登録講習実施機関は、国土交通省ホームページ内該当ページをご参照ください。http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000074.html
- (※3) 宅地建物取引業に従事する者は、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関(上記※2)が行う登録講習の課程を修了することによって、宅地建物取引士試験の 一部が免除されます。

【推進センターへの第3ステップ(実務課程)・第4ステップ(修了課程)申込~「宅建アソシエイト」の認定までのスケジュール】

2018年	2019年										
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
第3・第4 ステップ				第3・第4 ステップ				第3・第4 ステップ			
申込期間				申込期間				申込期間			
第3・第4ステップ 受講期間		修了証 発行		第3・第4ステップ 受講期間		修了証 発行		第3・第4ステップ 受講期間		修了証 発行	

(注) 第1ステップで「不動産キャリアパーソン」(全宅連)を受講した場合は、第3ステップは免除となり、第4ステップ(修了課程)のみの申込み、受講となります。